



野焼きは原則、禁止です！！

冬季は、湿度が低く空気が乾燥する上に、火気を使用する機会が多くなるため、全国的に火災が発生しています。毎年、本市でも休耕地の枯草などが延焼する“その他火災”が非常に多く発生しています。原因としては、野外でゴミや枯草の焼却をしていた時に、風に煽られて周囲に延焼したケースが多いです。

野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理法）第16条の2の規定により、一部の例外（下記参照）を除き廃棄物の野外焼却は禁止されています。

一部の例外

※一部の例外であっても、他人を不快な思いにさせたり、迷惑をかけないように配慮してください。

- ・ 処理基準に従って行う焼却炉を用いた廃棄物の焼却
- ・ 国または地方公共団体がその施設の管理のために行う廃棄物の焼却（河川敷、道路法面の草焼き・道路清掃、河川清掃で出た草木等の焼却）
- ・ 震災、風水害、火災凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な産廃物の焼却（災害時における木くずなどの焼却・防災訓練等での模擬家屋等の焼却）
- ・ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼き等の地域の行事における不要となった正月のしめ縄や門松等の焼却）
- ・ 農業、林業または漁業を営む上でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（稲わら、雑草の焼却・伐採した木の枝の焼却）
※農業用ビニールは、野焼きしてはいけません
- ・ たき火、その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの、キャンプファイヤー



■問い合わせ■ 生活環境課 ☎52 - 1111（内線122）

一部の例外の野外焼却をされる方は、届出が必要です

上記例外により廃棄物を野外焼却される方は、焼却場所や規模によっては、常陸大宮市消防本部火災予防条例第45条の規定に基づく「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」の届出書を管轄する消防署に提出する必要があります。

当該届出書は、消防署が焼却行為などの実施状況を把握するために提出していただくものであり、届出書を提出したことにより、消防署が焼却行為を許可したものではありません。



一部例外の野外焼却で注意すること

他人に不快な思いや迷惑をかけるような焼却行為は例外による焼却行為とは認められません。焼却行為を行う場合は、次のことに注意してください。

注意すること

- ・ 必ず人が監視する
- ・ 必ず消火準備をしておく
- ・ その場を離れる時は、必ず消火する
- ・ 風向きを考慮し、近隣に迷惑にならないようにする
- ・ 気象の変化に十分に注意し、危険と思われる場合は速やかに中止する
- ・ 一度に大量に燃やさない
- ・ 刈草などは十分に乾燥させて焼却する
- ・ プラスチック、ビニール類を燃やさない
- ・ 夜間を行わない

※届出の有無に関わらず、火災予防上危険と判断される場合は、状況に応じて消防隊が現地調査・消火活動を行う場合があります。



年末年始火災特別警戒を実施します



平成30年度年末年始火災特別警戒を実施します。市民および事業者に対する防火意識の高揚、火災予防の徹底を図ります。

実施期間：平成30年12月29日～平成31年1月3日



■問い合わせ■
消防本部 ☎54 - 0119